

# 平成 18 年 10 月から

# 老人保健制度が一部変わります！

公的年金等控除の見直し・老年者控除の廃止・老年者にかかる住民税非課税措置の廃止など、さまざまな税制改正が行われたことにより、平成 18 年 8 月から所得区分の判定基準が見直されました。また、法改正により本年 10 月から、医療機関にかかるときの自己負担が次のとおり見直されます。

## ◎一定以上の所得がある人の自己負担割合が変わります

老人保健で医療を受ける人のうち、現役並み所得のある一定以上所得者は、医療機関に支払う自己負担割合が 2 割から 3 割へ引き上げられます。

平成 18 年 9 月 30 日まで  
**自己負担 2 割**

平成 18 年 10 月 1 日から  
**自己負担 3 割**

## ◎高額医療費の自己負担限度額が変わります

同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額医療費として支給されますが、その自己負担限度額が次のとおり一部引き上げられます。

■平成 18 年 9 月 30 日まで (月額) ■

	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一定以上 所得者	40,200 円	72,300 円+ 医療費が 361,500 円を 超えた場合は、その超 えた分の 1%を加算 ※ 4 回目以降の場合 40,200 円
一 般	12,000 円	40,200 円
低所得 II	8,000 円	24,600 円
低所得 I		15,000 円

■平成 18 年 10 月 1 日から (月額) ■

	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一定以上 所得者	<b>44,400 円</b>	<b>80,100 円+</b> 医療費が 267,000 円を 超えた場合は、その超 えた分の 1%を加算 ※ 4 回目以降の場合 <b>44,400 円</b>
一 般	12,000 円	<b>44,400 円</b>
低所得 II	8,000 円	24,600 円
低所得 I		15,000 円

- 一定以上所得者=本人または同一世帯の 70 歳以上の人で、住民税の課税所得が 145 万円以上の人。ただし、70 歳以上の人の収入の合計が、2 人以上の場合は 520 万円未満、1 人の場合は 383 万円未満である場合は、「一般」の区分と同様に 1 割負担となります。(申請が必要です)
- 低所得 II = 同一世帯の世帯主および世帯員全員が住民税非課税の人。
- 低所得 I = 同一世帯の世帯主および世帯員全員が住民税非課税で、その所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を 80 万円として計算)を差し引いたときに 0 円となる人。

## ◎療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が変わります

療養病床に入院する 70 歳以上の方は、これまで食材料費相当のみを負担していましたが、今回の改正で食費と居住費を負担することになります。

平成 18 年 9 月 30 日まで  
食材料費相当を負担  
**24,000 円**

平成 18 年 10 月 1 日から  
**食 費 42,000 円**  
**居 住 費 10,000 円**

◎老人保健制度に関するお問い合わせ  
市民生活部健康課 (☎ 662-3165)  
養父地域局市民課 (☎ 664-0282)  
大屋地域局市民課 (☎ 669-0120)  
関宮地域局市民課 (☎ 667-3502)

★所得の低い人は負担が軽減されます

住民税非課税世帯(低所得 II)	30,000 円
年金受給額 80 万円以下等(低所得 I)	22,000 円
老齢福祉年金受給者(低所得 I)	10,000 円